



3月の納期

税金は納期内に
納めましょう！

国民健康保険税（10期）

夜間
納税相談

税金の納付や納税相談を行っています。

【相談日】3月9日（木）・23日（木）

【時間】17時15分～20時

【場所】税務課（西館1階） ☎37・6104



災害情報の収集方法

「小城市防災行政無線」 ☎73・9238

防災行政無線の放送が聞こえなかった場合、放送から
3時間以内であれば電話で聞き直すことができます。

「小城市防災メール」小城市が提供する防災メールです。

登録の
仕方

- ・ bousai.ogi-city@raidan2.ktaiwork.jp
に空メールを送る。
- ・ 右記QRコードで読み取る。



災害情報を電話・FAXでも提供しています。

※利用するには登録が必要です。詳細は、防災対策課
（☎37・6119）までお問い合わせください。



小城市広報番組

【テレビ】ぶんぶんテレビ

【小城市だより】 3月6日（月）～19日（日）

① 9時45分～ ② 17時～ ③ 19時45分～

※時間は変更になることがあります。

小城市ホームページから 小城市だより 検索

【ラジオ】FM佐賀（77.9MHz）

アイラブおぎ I♥OGI 毎週木曜日 12時～ 55分間放送

市からのお知らせなどを配信しています。



小城市広報 Twitter

右記QRコードを読み込んでください。



LINE@

小城市広報 ID

@ogicity

- ・ 「友だち追加」から「小城市」を検索し、「友だち追加」ボタンを押してください。
- ・ スマートフォンなどで下記のQRコード（友だち追加用）を読み込んでください。



図書館

利用時間 10時～18時（土、日曜日は17時まで）（金曜日は三日月館・小城館は19時まで）
ホームページ <http://library.city.ogi.saga.jp>

たのしいおはなしを聞きにきませんか？

絵本や紙芝居のおはなしと、おりがみ・手遊び
などの楽しい遊びをしています。
ご家族やお友達などみなさんと、
ぜひおこしく下さい。



【三日月館 おはなしタイム】

日時：毎週土曜日 15時～15時30分

場所：三日月館おはなしのへや

【小城館 おはなしかい】

日時：毎週土曜日 14時30分～15時

場所：小城館おはなしのへや

【牛津分室 おはなしかい】

日時：第3日曜日 11時～11時30分

場所：牛津分室キッズルーム

【芦刈分室 おはなしかい】

日時：第4土曜日 14時～14時30分

場所：芦刈分室わしつ

3月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

■ 牛津・芦刈分室のみ休室
■ 全館休館日

※休館日や閉館後の本・雑誌の返却は返却ポストをご利用ください。

本丸くん3月巡回表

巡回日	時間	場所
2日（木）	10：15～10：45	西分農村公園
7日（火）	10：30～11：15	有料老人ホーム 光2号館
	15：00～15：45	ケアハウス アミジア
17日（金）	10：00～10：30	大地町駐在所
22日（水）	11：20～11：50	赤れんが館
	12：00～12：30	遠江（九州コーユース駐車場）
24日（金）	11：45～12：15	桜楽館
	12：30～13：00	小城警察署
	14：45～15：15	小城市授産場



こんなトラブルにご注意を!!

賃貸住宅退去時のトラブル

4年間居住した賃貸アパートを退去した。預けていた敷金は返還されると思っていたが、一切戻らず、追加の修繕費を請求された。納得できない。

消費生活センターからのアドバイス

◎新生活をスタートする人が多いこの季節、賃貸住宅をめぐるトラブルが多く寄せられます。トラブルの未然防止のため、契約時には、重要事項や条項、特約を必ず確認しましょう。

◎入居時の現状を写真に取るなど、損傷の有無を確認しておきましょう。

◎賃貸住宅を退去するときには、契約内容に従って手続きします。借主の負担となる原状回復費でトラブルになったときは、次の内容をもとに貸主と話し合いましょう。

①賃貸契約書 退去条項や特約事項

②原状回復をめぐるトラブルとガイドライン
(国土交通省)

問 消費生活センター（西館1階） ☎72・5667
(月・火・水・金曜日9時30分～16時30分)
木・土・日・祝日の相談は消費者ホットライン「188」へ



各種相談

相談名	相談日	場所	時間
健康相談 ☎37・6106	毎月第2・4木曜日	三日町 ゆめりあ	9:30～11:30
	毎月第2・4金曜日	小城町 桜楽館	
	毎月第1・3水曜日	牛津町 アイル	
行政相談 人権相談 ☎37・6112	毎月第1火曜日	芦刈町 あしぱる	13:30～15:30
	毎月第2火曜日	市役所別館 (ゆめりあ北側)	
	毎月第3火曜日	小城町 桜楽館	
	毎月第4火曜日	牛津公民館 (旧議会棟)	
身障者 相談 ☎37・6107	毎月第1月曜日	市役所別館 (ゆめりあ北側)	9:00～12:00
	毎月第3水曜日	牛津町 アイル	10:00～12:00
	毎月第3水曜日	芦刈町 あしぱる	9:00～12:00
	毎月第3金曜日	小城町 桜楽館	13:30～15:30
消費生活 相談 (要予約)	毎週 月・火・水・ 金曜日	小城市役所 消費生活センター ☎72・5667	9:30～16:30
精神障害 悩み相談	毎週月曜日	精神保健福祉 センター ☎72・4797	10:00～16:00



高めよう防災意識!



防災対策課（西館2階） ☎37・6119



AEDの使い方

※AEDは音声や画像で指示してくれます。
指示に従って操作しましょう。

AED（自動体外式除細動器）は、不特定多数の人が出入りする場所で、突然、心肺停止になっても短時間で最善の心肺蘇生法とAEDを実施することにより、蘇生率が飛躍的に向上する機器であり、施設や行事などの必需品になっています。

AED到着前

- ①意識があるか確認する
- ②救急車を呼ぶ（119番通報）と同時にAEDの手配をする
- ③呼吸しているか確認する
- ④気道の確保
- ⑤胸骨圧迫（30回）と人工呼吸（2回）を繰り返す（心肺蘇生法）

AED到着後

- ⑥AEDが到着したら、電極パッドを貼る
- ⑦倒れた人から離れて電気ショック



心臓の状態をAEDが判断して、自動的に電気ショックが必要かどうか教えてくれます。もし、“電気ショックは不要です”と言った場合は、心臓は動いていますが回復していません。再度確認して、倒れている人に反応がなかったら、必ず心肺蘇生法を再開しましょう。